

3 安全・安心の確保 『安全』

① 大規模地震・津波等への対応力強化

イ) 大規模地震対策の推進

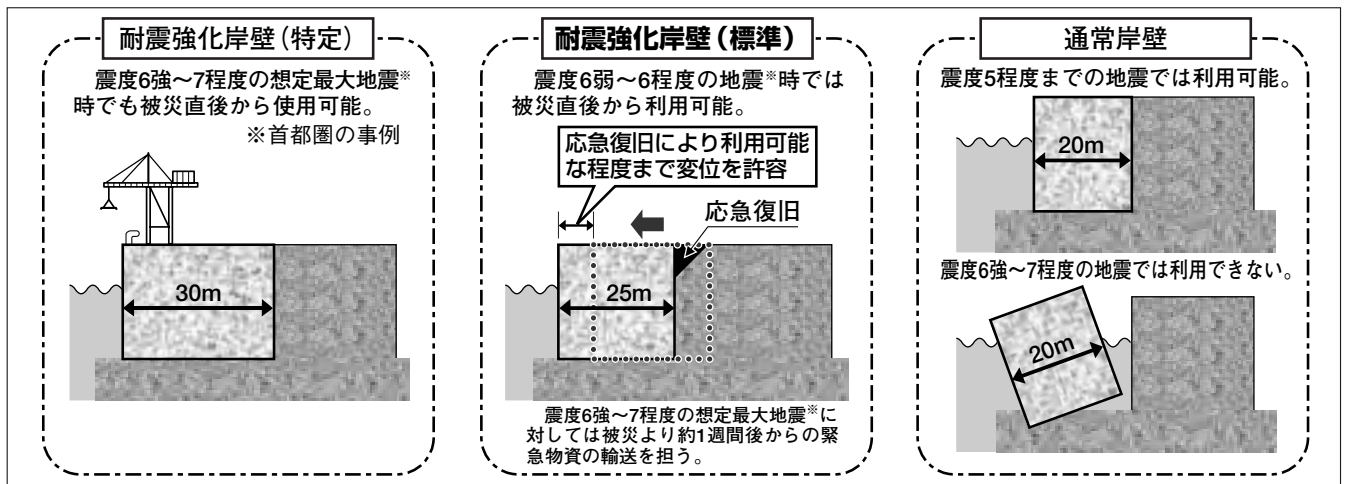
人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送を確保するため、耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、オープンスペースの確保等、臨海部防災拠点機能を強化する。

指標：港湾による緊急物資供給可能人口【約1,900万人(H14)→約2,040万人(H17)→約2,600万人(H19)】

○事業費126億円(対前年度比1.02)、国費69億円(対前年度比1.03)

●耐震岸壁緊急整備プログラムの実施

全国各地で大規模地震の発生が切迫するなか、平成18年3月に「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」を策定。①耐震強化岸壁が整備されていない県、②耐震強化岸壁が未整備である港湾での整備などに優先順位を与えつつ速やかな耐震強化岸壁の整備を実施する。



【耐震強化岸壁の区分イメージ】

『耐震強化岸壁緊急整備プログラム』のポイント

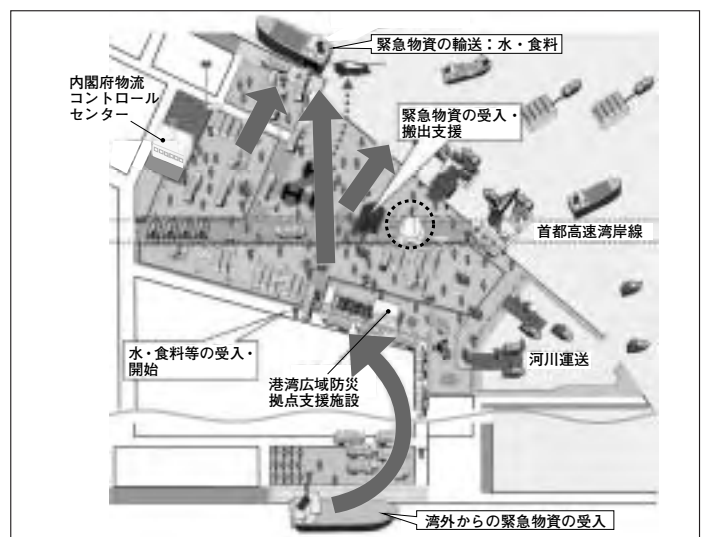
- ◆平成18年度から22年度の5年間で耐震強化岸壁の整備率を概ね70%へ向上(現況5割程度)
- ◆臨海都道府県の全てで耐震強化岸壁を整備
- ◆耐震強化岸壁を性能から2種類(特定、標準)に区分するとともに、既存岸壁の改良を組み合わせ、従来型の新規整備に比べ、3割程度残事業費を削減

●首都圏への甚大な被害への対応

大規模地震発災後の首都圏一円の緊急物資輸送のコントロール機能を担う基幹的広域防災拠点の整備を川崎港東扇島地区において推進する。(川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点)

また、当地区に発災直後に防災拠点として所期の機能を早期に発揮することを目的に応急措置用資材スペース、緊急物資の輸送中継業務を支援する施設(港湾広域防災拠点支援施設)を整備する。併せて、発災時の関係機関との連携による運用体制を構築する。

〔その他施設費・行政経費〕

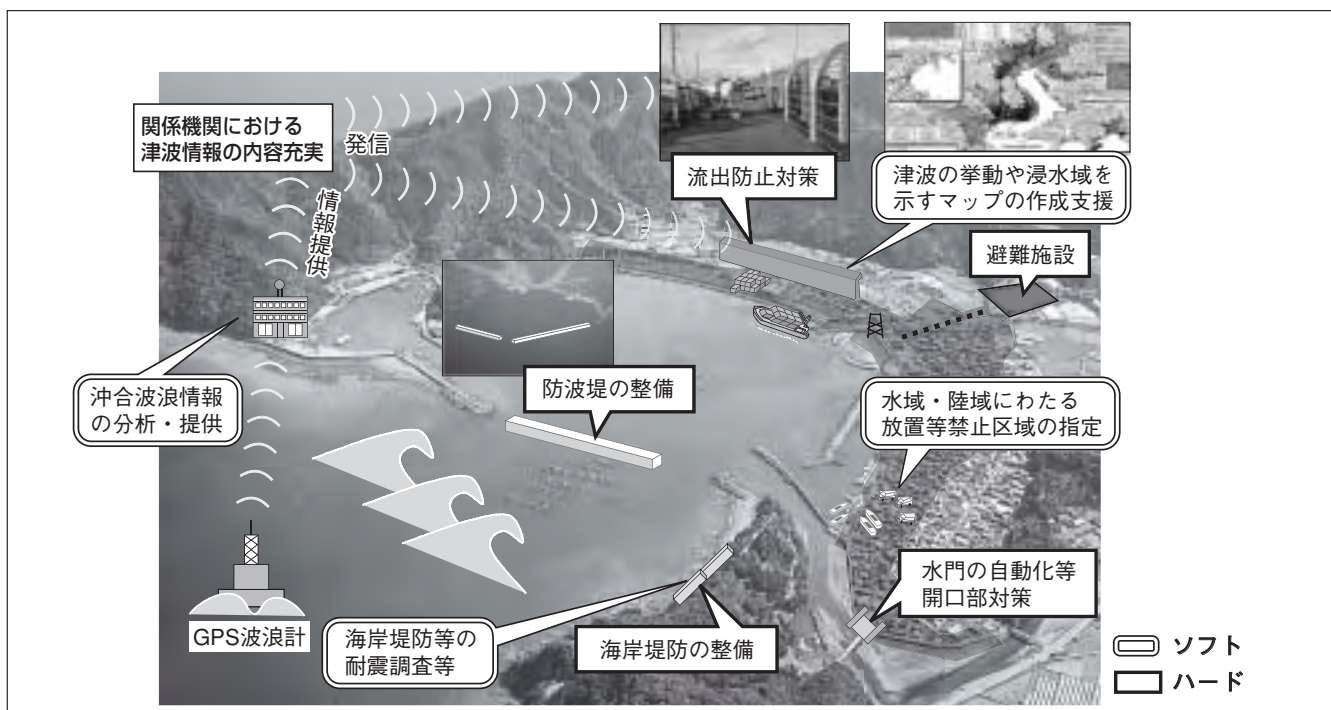


【川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点のイメージ】

ロ) 港湾・沿岸域における総合的な津波対策の強化

人口や産業が集積する港湾地区において、非常時の物流機能を確保し、背後地域の安全と安心を保持するために、津波対策を強力に推進する。

- 津波被害軽減に資する防波堤の整備（高上げ、延伸等）
- 津波の挙動や浸水域を示すマップの作成支援、避難緑地、避難路の整備
- 流出防止対策、水域・陸域にわたる放置等禁止区域の指定
- GPS波浪計を活用した沖合波浪観測網による波浪情報の分析・提供

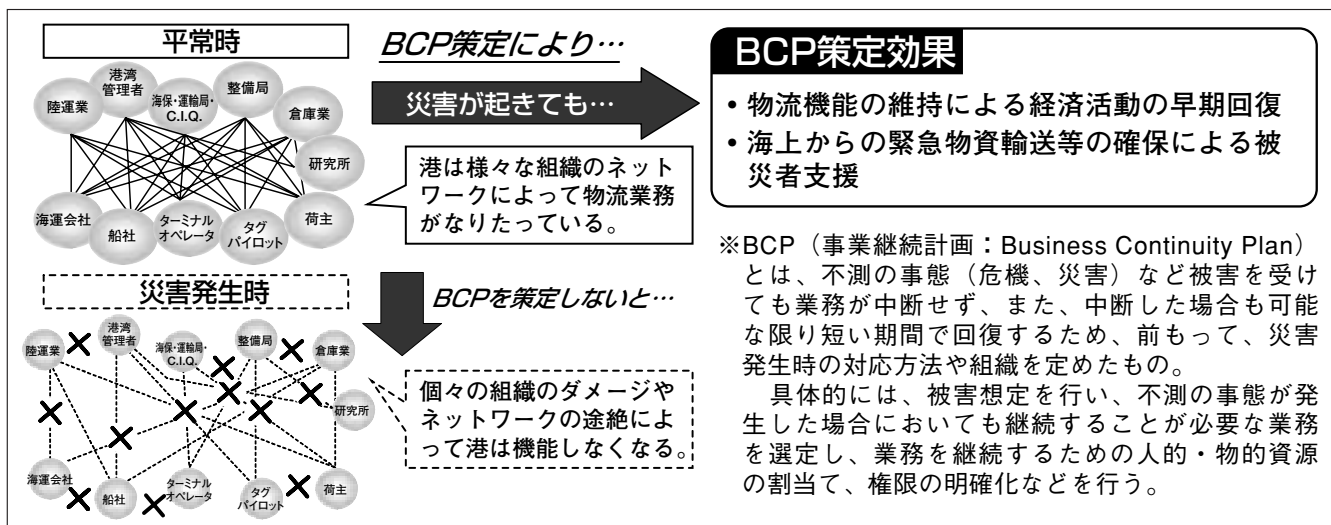


【港湾・沿岸域における総合的な津波対策のイメージ】

ハ) 港湾におけるBCP策定に向けた取り組み

災害発生時に港湾機能の継続性を確保するためには、港湾施設（航路、岸壁等）だけでなく、施設の運営管理に必要な多数の関係者の連携が不可欠であることから、関係者間で連携し、港湾における事業継続計画（BCP*）の策定に向けて検討を行う。

このうち、川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点については、平成19年度中の供用開始までに、BCPを策定する。〔行政経費〕



【BCPの策定を推進】

② 港湾・海域における保安対策の強化

イ) 物流の効率性と保安性の両立を図る出入管理の高度化（再掲）（12頁参照）

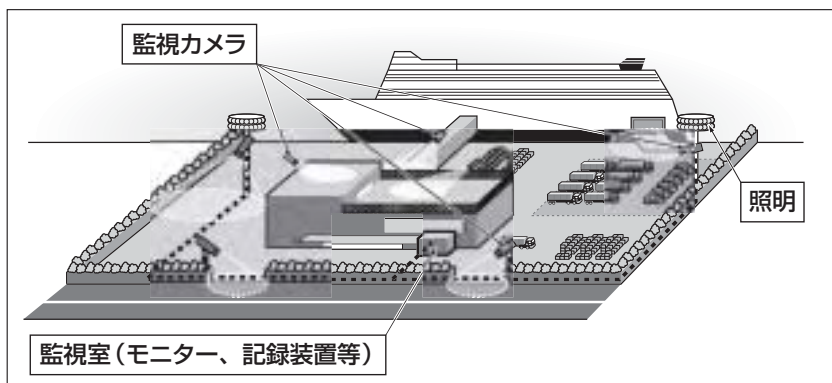
コンテナターミナルに出入りする車輛の集中によるゲート前及び周辺道路の混雑等に対応し、迅速性・利便性・保安性の向上を図るための、出入管理システムの構築を行う。

ロ) 保安規程策定のための保安措置見直しの検討

埠頭保安管理者が的確な保安規程を策定できるよう、保安設備の技術開発の進展を反映させるなど、具体的な保安措置の見直しのための調査・検討を実施する。〔行政経費〕

ハ) 国内旅客船及びフェリーターミナルにおける保安対策の強化

平成18年8月の英国での航空機爆破テロ未遂事件等を踏まえて、人命に直接多大な影響を及ぼすおそれがある国内旅客船及びフェリーターミナルにおける保安対策を強化するため、監視カメラを用いた保安対策の実施を支援する。〔その他施設費〕 (大阪港等)



【保安施設 (監視室等) のイメージ】

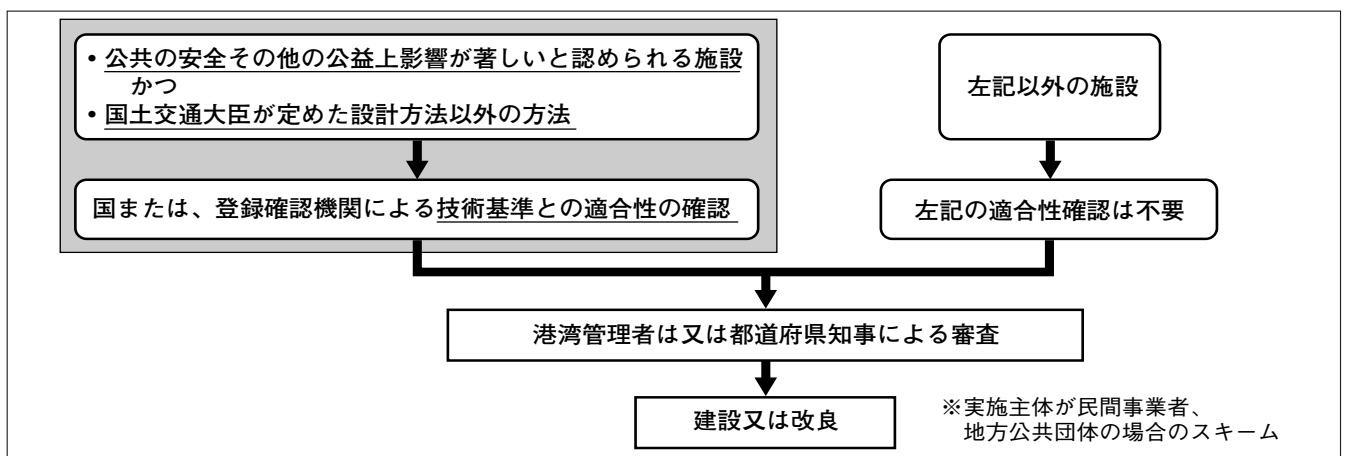
二) 国際的なセキュリティ水準向上のための国際協力の推進

東南アジア諸国の港湾セキュリティに係わる人材育成を効率的・効果的に支援するため、支援国相互あるいは被支援国間の課題や知見（ベスト・プラクティス）等情報の共有を進めるとともに港湾保安対策マニュアルの策定や港湾保安情報伝達訓練を実施する。

③ 技術基準への適合性確認制度の確実な実施

平成19年度から港湾の施設の技術上の基準（技術基準）が性能規定化され、設計者の判断により新たな設計方法の採用等が可能となることから、設計方法の妥当性の適切な評価により港湾施設の安全性を確保するため、技術基準への適合性を確認する制度を導入する。

- 国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者（登録確認機関）による技術基準への適合性の確認の実施
- 登録確認機関の確認業務実施状況等について、報告、検査等を適切に実施し、適合性確認制度を適切かつ確実に運用



【技術基準への適合性確認制度】